



新型コロナウイルス感染症2類→5類への移行

新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」)が「二類感染症」から「五類感染症」に変更されたことに伴い、海外旅行保険等の取扱が変更となりました。こちらは約款集等の記載にかかわらず変更となります。

治療・救済費用

一般の風邪と同じ扱いとなります。「責任期間終了後72時間以内に治療を開始した場合」が補償の対象となります。なお、自己判断でPCR検査を受けても検査代などは補償の対象になりません。

【例】

日本帰国後、発熱した。4日経っても症状が改善しないため病院を受診。診断結果が「コロナ」だった。

変更前⇒補償対象

変更後⇒補償対象外(帰国後72時間以内に治療を開始していないため)



疾病死亡

「責任期間終了後72時間以内に治療開始し、責任期間終了日を含めて30日以内に死亡された場合」が補償の対象となります。

【例】

日本帰国後、発熱した。4日経っても症状が改善しないため病院を受診。診断結果が「コロナ」だった。重症化してしまい、20日後に死亡した。

変更前⇒補償対象

変更後⇒補償対象外(帰国後72時間以内に治療を開始していないため)

旅行変更費用

コロナ感染による行動制限などの特別対応が無くなることを受けて他の疾病同様「入院3日以上」や「3親等以内の親族が死亡」等の、有責事由に該当する場合は補償の対象となります。

「コロナに感染して症状は軽いけど海外にいるのは不安。日本に帰国したい」は補償の対象になりませんのでご注意ください！



「みなし入院」の取扱について

2022年9月26日より重症化リスクの高い方(*)については支払対象でしたが、契約日にかかわらず対象外となります。

なお、2023年5月7日以前にコロナと診断され「みなし入院」の対象となる方については、2023年5月8日以降も保険金をご請求いただけます。

*「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与またはコロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。



International Student Security Service

イーコーズ株式会社

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-5-3

TEL: 03-5614-0696 FAX: 03-5614-0979

営業時間 10:00~18:00 土・日・祝は定休日